

## 第155号

# 瓦版 えくれしあ

～ 集いの場 ～



### 目次

1. 身近にある労働の法律 - 6 最低賃金
2. 牡蠣養殖と技能実習生 ～ 映画「牡蠣工場」を見て
3. 技能実習生受入事業場に対する監督指導結果  
～ 岐阜労働局26年度監督指導結果～
4. 新聞記事から  
(人口減につぼん) ミャンマー人材、争奪戦 実習生、1年半で10倍超  
「最低賃金可」喜んで残業、休日出勤」外国人技能実習生の雇用勤めるチラシはNG?  
厚生年金の加入漏れ、全国に200万人 厚労省推計
5. 美術館情報
6. ケラメイコス
7. 本の紹介 お告げのマリア - 長崎・女部屋の修道女たち 小坂井澄 著
8. 今月の言葉

## 身近にある労働の法律 - 6 最低賃金

最低賃金に関心を持つ人は多くないと思います。私自身、サラリーマン時代には最低賃金という言葉は新聞の中で目にする程度でどのようなものか全く考えたこともありませんでした。社労士の勉強をしている中でやっとどのようなものかを理解することができました。関心が無かった理由は自分の賃金とは無縁の世界の話だからです。しかし外国人の問題に係りだして以降、毎年見直される最低賃金の動向には大きな関心を持ち、技能実習生の賃金見直しが適正に行われているかどうかは第一にチェックする事項となっています。今回は、「新聞記事から」で紹介している、「給与は最低賃金が可能」「残業、休日出勤は喜んで仕事します」と言った記事があったため最低賃金について見ていきます。

最低賃金は、「最低賃金法」に基づいて決定されますので、条文を追って要点を見ていきます。

### 【最低賃金の対象となる労働者】(第2条)

労働基準法で定める労働者(事業又は事務所に使用される者で、賃金を支払われる者)に限定されており、これに該当しない労働者に対しては適用されていません。例えば、同居の親族のみを使用する事業又は事務所に使用される者及び家事使用人は対象とされていません。現在、外国から家事使用人の招聘が進められています。原則論で言うと、労働者とはされない、また最低賃金は保障されないということになります。

### 【時間単位で決める】(第3条)

最低賃金は時間単位で定めるとされ、1時間単価が示されることになっています。これについては地域別また地域の産業別の最低賃金があります。

## 【最低賃金から除かれる賃金】

賃金には様々な基本給以外にさまざまな名称の手当があります。それら全てを合算して労働時間で割った単価が最低賃金以上であれば良いかと言うとそうではなく労働と直接関係のない家族手当の様な手当類は除いて計算することになり、次のものが最低賃金算出に当たって除かれる手当類になります

- (1) 臨時に支払われる賃金(結婚手当など)
- (2) 1箇月を超える期間ごとに支払われる賃金(賞与など)
- (3) 所定労働時間を超える時間の労働に対して支払われる賃金(時間外割増賃金など)
- (4) 所定労働日以外の日の労働に対して支払われる賃金(休日割増賃金など)
- (5) 午後10時から午前5時までの間の労働に対して支払われる賃金のうち、通常の労働時間の賃金の計算額を超える部分(深夜割増賃金など)
- (6) 精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

「(2)1箇月を超える期間ごとに支払われる賃金」については、悪用しようとするれば悪用できるもので、実際に次のような例がありました。相談があったのはブラジル人で、能率給として労働時間に400円を乗じた額が支給されますが、これが2カ月まとめて支給されていたものです。前月分を能率給1として、当月分を能率給2としてそれぞれ支給されていたもので、形の上では「1箇月を超える期間ごとに支払われる賃金」に該当します。しかし単純に1か月遅らしているだけの話で、こうした例ではこの規程に該当しないとの判例もあり、清算させたことがありました。

## 【最低賃金の減額の特例】第7条

労働者の能力の問題など特殊なケースの場合には、最低賃金を下回った賃金の支払いが認められています。ただし、都道府県労働局長の許可を受けることが条件となります。条文には、例外となるものが4つほど列挙されています。このうち身近なものとしては「精神又は身体の障害により著しく労働能力の低い者」があります。減額率については「同一又は類似の業務に従事する労働者であって、減額しようとする最低賃金額と同程度以上の額の賃金が支払われているもののうち、最低位の能力を有するものの労働能率の程度に対する当該掲げる者の労働能率の程度に応じた率を百分の百から控除して得た率」とされています。以前、知的障害者で1時間100円と言う例がありました。労働局長が許可する様な金額ではありませんが、親御さんとしては行く場所があれば良いと言う現実もありますし・・・。

## 【派遣労働者の最低賃金】第13条

派遣会社の所在地に適用される最低賃金ではなく、派遣先の会社の所在地に適用される最低賃金が適用されます。

## 【広島県の最低賃金】

最低賃金は各県ごとに金額が違っています。またそれぞれの地域の特色に応じて産業別の最低賃金も定められています。当然、当該県内で働くすべての労働者に適用され、年齢・性別・雇用形態[常用・臨時・パート・アルバイト等]の別を問いません。

広島県最低賃金	769円	H27.10.1発効
(産業別最低賃金)		
自動車・同附属品製造業	833円	H27.12.31発効
広島県船舶製造	875円	
電気機械器具、情報通信機械器具製造	813円	

## 牡蠣養殖と技能実習生

### 映画「牡蠣工場」を見て

先日、想田和弘監督の「牡蠣工場」という映画を見ました。4月の封切に先立った監督を招いてのトークショー付の先行上映会だったので、どのような意図で作成したのかまた牡蠣工場の状況また後日譚など興味深い話を聞くことができました。

映画の舞台は牛窓の牡蠣工場です。そこで使用されている仕事上の言葉や仕事の仕方などが広島と違っているのに何となく違和感を感じていましたら、質疑応答時間にカキ打ちに関係ある方がこの点を質問しました。牛窓では「カキ打ち場」が「牡蠣工場」と呼ばれていること、カキを殻から取り出す道具が広島のように先の尖ったものではなくナイフを使っていたり、カキを殻から取り出す呼び方も広島の「カキ打ち」ではなく「カキ剥き」と違っていています。この話を聞くまでは、題名の「牡蠣工場」は技能実習生を使用している特別な場所としての意味かと考えていたのが間違いだと分かりました。そもそもこの映画自体、何かに焦点を当てているといった制作意図はなく、5日間手当たり次第に撮影しそれを編集しただけとのことだったので逆に日常生活がありのままに描かれています。技能実習生に関心のある立場から見ていると何気ないしぐさや言葉の中からさまざまな問題を感じ取ることができました。宮城県から移住して来て、牡蠣工場を引き継ぐ予定の人の「3K職場だから日本人は働きに来ない。」という言葉や、相続の問題や後継者の問題などこの集落にある6軒の牡蠣工場が消滅目前の状況にあることもよく分かります。

この集落を含めて近隣の牡蠣工場働く中国人が200名ほどいると語られる場面もありました。中国人に対する見方にも「物を置きっぱなしにしておく盗まれる。」など偏見としか思えないことを話す人もいますし、3名来日した技能実習生の内1名が帰国したいと言っている話もあり、その実習生については、「他の2名とは仕事に対する心構えがちがう。」「頑張ることを知らない。」「能力が劣るから帰ってもらってもいい。」とごく普通に語られています。技能実習生制度の建前は技術の移転としての研修ですが、本音は使い捨て低賃金労働者の受け入れであることがはっきり語られています。この映画の冒頭から牡蠣工場の人達は、技能実習生を出稼ぎ労働者と呼んでおり技能実習生と言った言葉は出てこなかったように思います。だからと言って蔑んでいる訳でもなく、牡蠣工場の一員として差別するでもなくごく自然に受け入れている様子もよく分かります。しかし無意識のうち中国人技能実習生に対する不信感や戸惑いが時折垣間見られます。初めて中国人技能実習生2名を受け入れる牡蠣工場では江田島事件を他人事ではなく、同じ危険を抱え込むことになるとの不安感を持っており、受入れ前日、作業しながらカメラに顔を向けることもなく彼らへの撮影は止めてもらいたいと申し入れています。カメラを見て彼らが怒り出しはしないかとの不安からだと言います。また受入に当たっては新しいコンテナハウスを60万円で購入していました。断熱材が使用され、エアコンもシャワーも完備されたものです。ただ置かれたのは牡蠣工場の前であり、ゆっくり休める環境とはとても思えない場所です。近所の方が設置されているのを見ながらひそひそ声で「2万円取るそうだ。」と話していました。家賃が1人2万円と言うことでしょうか。2人で4万円です。現在、岡山県の最低賃金は735円です。22日稼働として13万円の賃金。中国人技能実習生に所得税はかからないので、社会保険料18千円、労働組合費3千円と家賃2万円を引くと89千円程度の手取りとなります。残業代がどの程度あるか分かりませんが、新しく来た技能実習生達に7時出勤と告げていたので、8時間労働で16時の終業となります。そうすると毎日1時間程度の残業と、土曜日は稼働しているはずなので9時間が全て残業扱いとなります。22時間(1H/日)+36時間(9H×4日)=58時間×735円×1.25=53,288円の残業代となります。ちなみに、江田島事件のカキ打ち場では契約書は5:30~14:30であったが、実際は6:00~17:00の労働で毎日2時間の残業があり、月80時間超の残業代が支払われていました。仕事時間は地域によって違うのかもしれませんが、牛窓では技能実習生の雇用期間は6か月間と話されており、これも広島のカキ打ち場とは違っているところでした。

監督は、世間で騒がれているような技能実習生問題はここでは感じられないと好意的な発言をしていました。確かにコンテナハウスも宮城から移住してきた人は向こうでは断熱材は入っておらず冬は寒いと言っていたことから見ても好意的な扱いがされています。しかし一番大きな問題として職場には通訳がおらず新人2名に日本語で指示をしても彼らは意味が分からず2人顔を見合わせながら他所の船の様子など見ながら作業をしています。それを見かねて社長が自分でやることになりました。こうした些細なことの積み重ねが双方の不満につながり、事業主によっては怒鳴りまくることになり、大きな問題に発展しかねない下地を見せつけられました。

こうした見方は私自身の置かれた立場からの一面的な見方ですが、こうした立場に拘泥せず、チラシに書かれているように牡蠣工場の日常を通して「グローバル化、少子高齢化、過疎化、第一次・第二次産業の苦境、労働問題、移民問題、そして震災の影響」などを感じ取ることもできます。監督の話の中で、消滅寸前の牡蠣養殖業には漁業権の問題また初期投資が1億円かかることから外部の人間は絶対に参画できないと話されていたのは漁業権＝お金が絡む問題で集落内での統廃合の難しさをも意味しています。牡蠣工場にとどまらず技能実習生の置かれた環境はこの映画と大差ないと思われます。この面からだけ見ても技能実習生問題に関心のある方には大いに参考となる映画といえます。さまざまな問題意識からの見方は無しにして、牧歌的なのんびりした漁村の日常として、カキ剥きの様子、海に落ちた人の救助や子供たちの様子また肥満した白猫の様子など牧歌的でのんびりとした風景を楽しみたい145分の映画でした。

## 技能実習生受入事業場に対する監督指導結果 岐阜労働局26年度監督指導結果

岐阜県内で就労する外国人技能実習生は約8,400名と愛知県に次ぎ全国で2番目に多く、これらの実習生受入事業場（実習実施機関）の中には、不適切な労務管理等が行われている事例も数多く見受けられる状況にあります。

### 1 技能実習生関係監督指導実施状況について

#### (1)平成25年度監督指導結果について

平成25年度（平成24年4月～平成25年3月）に県内7労働基準監督署が実施した監督指導結果をみると、監督を実施した80事業場のうち67事業場（違反率83.8%）において労働基準関係法令（労働基準法、最低賃金法、労働安全衛生法）の違反が認められ、是正勧告等を行いました。【裏面参照】

法違反の状況としては、労働時間（40事業場、50.0%）が最も多く、次いで法定割増賃金の不払（28事業場、35.0%）、最低賃金（16事業場、20.0%）の順に多くなっています。

また、賃金関係の是正勧告に基づき、13の受入事業場（対象技能実習生74名）において、合計4,473万8749円の不足額を過去に遡って支払うなどの是正を行っています。

#### (2)平成26年度監督指導結果（4月～11月）について

平成26年度（4月～11月）の監督指導結果をみると、監督指導を実施した58事業場のうち49事業場において労働基準関係法令違反が認められ、年度途中の暫定値ですが、違反率は84.5%と平成25年度を上回り過去最高水準となっています。

法違反の状況としては、労働安全衛生法（27事業場、46.6%）が最も多く、次いで労働時間と法定割増賃金の不払（それぞれ20事業場、34.5%）、最低賃金未滿の支払（16事業場、27.6%）の順に多くなっており、改善の傾向は認められません。監督指導を実施した受入事業場69件のうち59件（違反率85.5%）において労働基準関係法令の違反が認められ違反率は過去最高となっています。

#### (3)当局では、引き続き事業場に対する監督指導を行い、重大・悪質な事案には司法処分（送検）を含め厳しい態度で臨むこととしています。

平成24年1件、平成25年3件、平成26年2件、技能実習生に係る違法な割増賃



金の支払や労働基準監督官に対する虚偽陳述等の労働基準法・最低賃金法違反の疑いで受入事業場（いずれも縫製業）を事件送致しています。

## 2 実習実施機関の隠蔽行為について

平成 26 年度に監督指導を実施した際、2 割以上の受入事業場において、事業主からの虚偽説明・説明拒否（22.4%）、帳簿等の改ざん・提出拒否（24.1%）等の隠蔽行為が認められました。

隠蔽の事例

1

技能実習生の基本給を6万5,000円～7万5,000円、時間外手当を1時間450円で計算した上、実際には生活費として1か月に約1万円しか支払わず、残りの賃金を会社が管理する技能実習生名義の銀行口座に強制預金していた事例。会社はこの事実を隠蔽するため、法定額の割増賃金を支払っているかのように、出勤簿、賃金台帳、賃金明細書等の労務関係書類を改ざん。事業主は労働基準監督官の監督指導時にも虚偽の説明をした。また、技能実習生に対しては労働時間の記録を破棄するよう指示した上、逃亡防止のため、預金通帳、パスポート、在留カード等を会社が保管していた。

## 新聞記事から

### （人口減にっぽん）ミャンマー人材、争奪戦 実習生、1年半で10倍超

朝日新聞デジタル 2016年1月12日 05時00分



来日後に平仮名の「あいうえお表」を使って日本語を学ぶミャンマー人の技能実習生。1カ月の研修を終えて実習先で働く = 昨年11月、新潟県糸魚川市

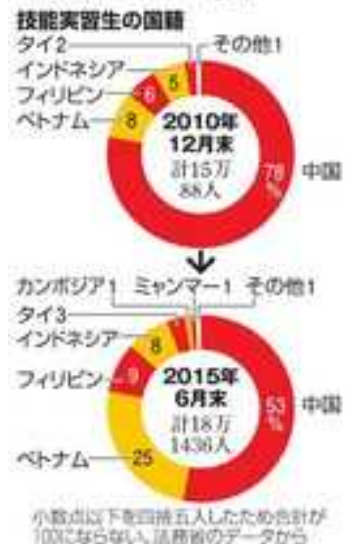
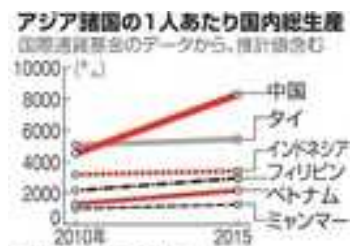
経済交流が活発化しているミャンマーが労働力の「供給地」として脚光を浴びている。日本もミャンマーに注目していて、技能実習制度での受け入れが1年半で10倍以上に増え、他国と人材を奪いあう。ただ、働き手が低待遇になりがちな実習制度はほころびが目立つ。「あこがれの国、日本」というブランドは、もはや通用しないとの指摘も出ている。

ミャンマー最大の都市、ヤンゴン中心部。昨年9月、福島県の建設業者4社による技能実習生の合同面接があった。約40人の候補者が中庭に控え、名前を呼ばれると5～6人ずつ面接の部屋に入る。

候補者は、履歴書をながめる日本人経営者の前に立つと、覚えた日本語でアピールした。「日本で働くのは大きな夢です」「お金を稼いでお母さんを楽させたいです」

東部のカヤー州出身のアルバートさん（30）は夜行バスに16時間揺られてヤンゴン入りした。ミャンマーの工場で働くと、稼ぎは月1万5千円前後とされる。タイで月2万～3万円を稼いだこともあったが、それほど金はたまらなかった。父母含め7人家族を支える独身。「日本に行って、できれば月10万円ぐらい仕送りしたい」という。

建設業者は、目をつけた候補に絞って面接を重ね、14人に「採用」を告げた。建設業の経験があったアルバートさんも、残った。



足場工事の佐藤剛建（福島県いわき市）は、すでにミャンマーから3人を受け入れていた。東日本大震災後の人手不足で、7千～8千円だった地元の建設業の日給は、1万5千円ほどに急騰。震災前の水準の給料でも働いてくれる即戦力として、実習生を受け入れた。佐藤剛社長は「人手不足をミャンマー人が支えている」。

人口約5千万人のミャンマー。2011年に民政移管すると、日本との交流が加速。13年末に120人だったミャンマー人実習生は15年6月に1378人と1年半で10倍以上に増えた。ミャンマーでの実習生の採用に関わるSBS国際産業人材育成センター（東京）によると、昨年1年間だけで約60社が面接し、約250人の雇用に結びついた。

### 日本ブランドに陰りも

ヤンゴンで実習生の面接があった翌日、このオフィスにベトナムの人材会社の幹部が視察にやってきた。日本に実習生を送り出しているが、ベトナムで人材が確保できなくなった時を見すえ、日本に送り出す人材の次の発掘先にとミャンマーを考えているという。

いまベトナム人の実習生は約4万5千人で、中国に次ぐ多さだ。実習生全体にしめる割合も10年の8%から15年には25%になった。しかし、この先も増え続けるかは分からない。

ベトナムには近年、欧米や日本を含むアジア企業が次々と工場を移している。最低賃金は年10%以上のアップが続いており、工員は月収3万円ほどだという。この幹部は「いまは円安で、日本で手取り7万～8万円では困ってしまう。10万円くらいもらえるならいいのですが」と話す。

自国が豊かになれば、わざわざ日本に行く必要はない。すでに中国からの実習生は減り始めている。

ミャンマーでは、日本はまだ魅力的な国だ。ヤンゴン市内で、若者に日本の印象を尋ねると「経済力が魅力」「給料がいいと聞いた」「文化や生活が面白そう」と頬を緩める。

ただ出稼ぎ先は、日本だけではない。近隣のシンガポールが人気なほか、韓国も受け入れに力を入れる。韓国の建設業者で働き、里帰りしていたタイッサンさん（29）は「月給は手取りで月1500ドル（約18万円）。住まいもあるし、給料も伸びている」と話す。

ミャンマーで人材支援などを手がけるジェイサットコンサルティングの西垣充社長は、こう語る。「もう『日本だから』というだけで、喜んで来てもらえる時代ではなくなっている」

### 待遇に不満、失踪者急増

「『あ』のつく言葉は？」。日本人の女性が尋ねると、ミャンマー人実習生は「あたま」「あいさつ」「あいしている」と、口々に日本語をあげた。

ミャンマー人の採用に関わるSBSが、新潟県糸魚川市でやっている研修だ。来日直後の1カ月、地元の人たちと交流しながら日本語や生活マナーを学ぶ。渋谷修二理事は「ミャンマー人は待遇に不満があっても何も言わない。何か困った時に、相談しにきてくれる関係をつくれればいい」。

15年に失踪した技能実習生は10月までに約4930人。ミャンマー人は1～6月の上半期だけで127人が失踪し、14年の107人を上回った。実習生は原則として働き先を変えられない。待遇に不満があっても逃げるケースもあるとみられる。

昨秋、20代のミャンマー人の女性が、都内のAPFS労働組合（山口智之執行委員長）を訪れた。実習生として昨年1月に入国し、岐阜の縫製工場で働いたが2カ月で工場を離れ、新幹線で関東地方に逃げた。

女性は「月10万円くらい稼げると聞いていた。1カ月分として5万円をもらった後は、もらえなかった」。未払いの賃金を取り戻したいという。女性は「早く働きたい。月20万は稼ぎたい」と話した。

山口さんは職場の紹介はしないが、その後、女性が「飲食店で働いている」と間接的に聞いた。

ミャンマーの海外労働者派遣業協会のミンフライン会長は「日本では介護人材が不足するとも聞いた。ミャンマーから何人でも送り出したい」というが、「失踪を防ぐには給料を上げることが必要だ」と話す。

（ヤンゴン＝末崎毅、機動特派員・織田一）

### < 考論 > 日本人との均等待遇、実現を

お茶の水女子大の宮島喬・名誉教授（社会学）の話 日本的人口が減少していく中で、外国人労働者を受け入れて人手不足を補うのは一つの考えだ。ただ、いまの技能実習制度は、実習生が職場を自由に変えられないなど問題が多い。実習生は「労働者」として受け入れられているのに、待遇に不満があっても他に移れない。このため低賃金や賃金不払いを強いられ、失踪につながっている。同じ仕事をする日本人との均等待遇を実現し、移動の自由も認めるべきだ。また労使双方が就業継続をのぞむことを条件に、在留資格の更新を認めてもよいのではないか。

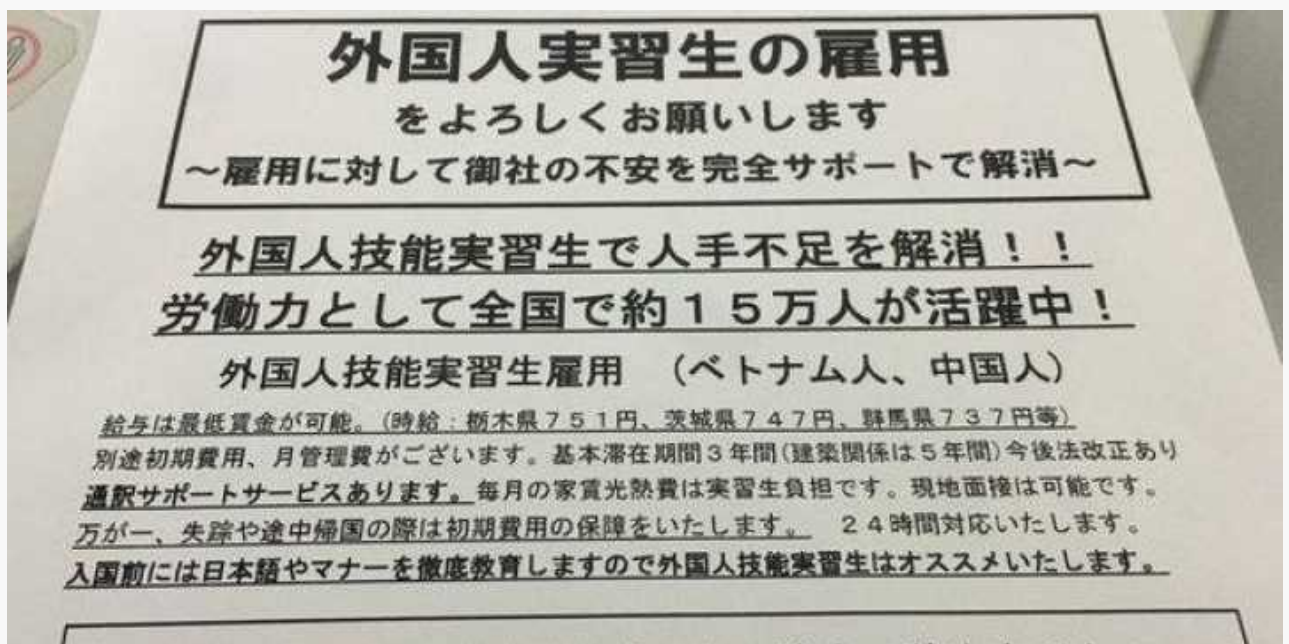
### キーワード

< 技能実習制度 > 開発途上国の経済発展を担う「人づくり」に協力する目的で、最長3年まで外国人を受け入れる制度。実習生は労働基準法や最低賃金法など労働法が適用され、賃金は最低賃金額以上を支払う必要があるほか、食費や寮費を控除する場合は実費を超えてはならないとされている。

しかし違法な時間外労働をさせたり、賃金が不払いだったり、最低賃金を下回っていたりするケースが横行している。

### 「最低賃金可」「喜んで残業、休日出勤」外国人技能実習生の雇用勧めるチラシはNG？

弁護士ドットコム 1月25日(月)10時55分配信



ツイッターに投稿されたチラシの画像

「外国人技能実習生で人手不足を解消!!」。そんなキャッチコピーで外国人技能実習生の雇用を勧める企業向けの「チラシ」の画像がツイッターに投稿され、波紋を広げた。

そのチラシは「給与は最低賃金が可能」「残業、休日出勤は喜んで仕事します」などとうたい、外国人技能実習生を雇うことのメリットを強調。通訳サポートをしていることや、入国前に日本語やマナーを徹底指導することもアピールしていた。外国人技能実習生の日本での就労を斡旋する業者のようだ。ツイッターの投稿者はチラシについて、「これやばいだろ」としつつ、企業名は伏せていた。

このチラシの画像について「外国人研修生を奴隷かなにかと勘違いしているのではないか」「こんなことが横行する国が先進国と言えるのか」など、多くの批判の声が寄せられた。このようなうたい文句で外国人技能実習生を雇用することは問題ないのだろうか。外国人労働者の問題に詳しい池田泰介弁護士に聞いた。

深刻な状況に置かれている



「紹介されたい文句は、まさに外国人技能実習制度の趣旨と現実の乖離（かいり）を端的に示しています」

池田弁護士はこのように述べる。

「技能実習制度は、国際貢献のために、外国人による技能習得を通じて、日本の技術や知識を海外に移転することを名目としています。ですが、その実態は非熟練単純労働者の不足を解消するための制度といえます。

外国人技能実習生にも日本の労働法が適用されますから、受入先は、入国1年目から労働基準法や最低賃金法を守らなければなりません。

これは、裏を返せば、最低賃金を支払い、労働基準法通りの残業代を支払ってさえいれば、法律上の問題はクリアすることになります」

すると、今回問題となったチラシのような条件で雇用することは、問題ないということだろうか。

「チラシだけをみればそうかもしれませんが、実態として、外国人技能実習制度の問題点がたびたび指摘されています。

通常、この最低賃金から、寮費や食費、水道光熱費等の名目で金銭が控除されます。

入管ガイドラインでは、『寮費や食費を控除する場合には実費を超えてはならない』とされていますが、実際には、実費を超える額が差し引かれ、最低賃金を大きく下回る安価な賃金で労働させられている可能性があります。

また、労働時間の管理がずさんで、長時間のサービス残業を課す、過小な定額残業代を支払う、有給休暇が事実上ないといった事情があれば、当然違法です。

日本人ですら、残業代の不払いなど同種の問題が後を絶ちません。立場がより弱く、しかもセーフティーネットの整備が不十分な外国人技能実習生は、もっと深刻な状況に置かれているのです。外国人技能実習生を守るための制度はないのだろうか。

「現在、技能実習制度について、新しい法律を制定することが国会で審議されています。おおまかには、次のような内容です。

- ・現行制度の実習期間を、最長3年から、一定の要件のもとで、さらに2年延長する。
- ・実習生あっせんと受入先企業の監督業務を担う『監理団体』を許可制とする。
- ・別途『外国人技能実習機構』という名の第三者機関を設ける。

法案は、現行制度に改善が加えられていると、一定程度評価できます。ただ、安価に人手不足を解消できる実態が変わらない以上、法案の成立によって外国人の受け入れは進む一方で、潜在的な人権侵害がより増えるのではないかと危惧されます」

池田弁護士はこのように述べていた。

（弁護士ドットコムニュース）

## 厚生年金の加入漏れ、全国に200万人 厚労省推計

朝日新聞デジタル 久永隆一 2015年12月29日 05時06分

■国民年金と厚生年金の違い

	国民年金	厚生年金
対象者	自営業者、非正規社員、無職の人ら1742万人	会社員や公務員、一定の条件を満たす非正規社員ら4039万人
保険料	月額1万5590円を加入者が全額負担	標準報酬月額額の17.828%を労使が折半で負担
年金月額	約6万5千円	約15万6500円

対象者は3月末時点、公務員は昨年3月末時点、年金月額は保険料を全期間納め、今年度は年金を受け取り始めた人、厚生年金は平均的な年取の場合

厚生年金の加入資格があるのに国民年金に入っている人が全国に推計で約200万人いることが、厚生労働省の調査で分かった。厚生年金の保険料の半分を負担する雇い主が、違法に「加入逃れ」をしている可能性がある。国民年金のままだと、将来受け取る年金額は本来より少なくなる。

調査は昨年10月から今年3月、国民年金に入る20～59歳の約6万2千人を対象に郵送で実施。約2万3千人から回答を得た。雇用形態や



労働時間などを尋ね、厚生年金に加入すべき国民年金の加入者がどれだけいるのか、初めて推計した。

厚生年金は会社などの正社員に加え、パートでも労働時間が正社員の4分の3以上なら対象となる。外国人などを除く国民年金の加入者は、昨年3月時点で約1580万人。調査に基づく推計の結果、そのうち12%強の約200万人に厚生年金の加入資格があるとしている。

保険料の全額を加入者が負担する国民年金と違い、厚生年金は保険料を労使で折半する。このため、雇い主が保険料の負担を嫌がって年金事務所に厚生年金の対象だと届け出ないことがある。厚労省によると、約75万社にこうした「加入逃れ」の疑いがあり、今回の対象漏れもこうした事業所に勤務する人が多く含まれるとみている。

国民年金と厚生年金では受け取る年金額に大きな差がある。厚労省の担当者は「会社勤めなのに厚生年金の保険料が天引きされていないなど、不正に思い当たる節があれば年金事務所に相談してほしい」と呼びかけている。(久永隆一)

## 【美術館情報】

もうひとつの輝き

最後の印象派 1900-20's Paris 展



ひろしま美術館

2016年1月30日(土) ~ 2016年3月27日(日)

パリが最も華やかであった時代、自然と向き合った印象派の制作態度を継承しつつ、そこに豊かな詩情を盛り込んで独特の世界を作り上げたのがアンティミスト(親密派)と呼ばれる画家たちです。本展は、彼らが中心となって立ち上げた「画家彫刻家新協会(ソシエテ・ヌーヴェル)」に焦点をあてた日本初の展覧会となります。本展ではソシエテ・ヌーヴェルに参加した画家たちの作品約80点を展覧することで、20世紀初頭に花開いた、もうひとつのパリの姿をご紹介します。

## ケラメイコス

鈞窯の杯



やきものの命は何年あるのかそれはその作品の持つ価値を評価してくれる人と巡り合わなければ生き延びていくことはできません。この鈞窯の杯は元の時代に造られた海揚がりと聞いていますので、造られて船荷となった途端、使われることもなく海中で700年の時を過ごし、発掘されわずか10年程度の地上生活を私の所で過ごしています。余程の名品で、しかるべきところに伝来しなければ無傷で今日まで生きながらえることはできないでしょう。沈没船に積まれたことが幸いしていますが、今後どのような運命をたどっていくのでしょうか。私のお気に入りとして棺に入れられればこの杯の命はそこで終わります。私にとって数集めた中で一つ残すとなればこの杯になります。溥儀の所有していた鈞窯の杯とは比べものにもならないとしても、小さな高台から口縁にかけた姿は凜とした気品を感じます。鮮やかな色合というよりはくすんだ色合いです。落ち着いた深い趣の中に紫紅斑が控えめに表れています。鮮やかな出来のものと同じ落ち着いた色合いであり使い飽きることも、見飽きることもない杯です。

## 本の紹介

### お告げのマリア

長崎・女部屋の修道女たち 聖母文庫（聖母の騎士者） 864円

キリスト教と社会福祉活動の関係は分かったようでわからないところがあります。最近読んだプロテスタント系の人達による社会福祉関係の本では全ての行動が聖書の言葉と結び付けて説明されていました。聖書や救いに関係づけて説明されると泡沫クリスチャンの私には読むのが苦痛になってしまいます。実際こうしたことは自分の活動を後から聖書等の言葉と関係づけて説明されたものでしょう。出発点に人としての共感する何かがなければそうした世界に飛び込むこともできないと思います。今日のミサで、「日本人の1%程度しかキリスト教信者がいない。ローマ帝国の迫害の中で多数の殉教者を出し、その結果、国教になった。日本では多数の殉教者を生みながら発展しない状況を悲しく思う。」との話がありました。キリスト教が広まらない理由の一つとして全てを聖書の文句や救いと結び付けてしまうと戸惑いを感じてしまうのではないのでしょうか。

この本に書かれているのは、キリシタン時代から布教活動と並行して行われた慈善活動の延長線上に女部屋として長崎県内に始まった活動が、発展統合されて現在のお告げのマリア修道会となった歴史を浦上キリシタンへの迫害から丹念に掘り起こしていきます。土着したキリスト教という語弊があるかもしれませんが、隠れキリシタンの時代から代々受け継がれ骨身にしみ込んだ生活の中から発生した活動であるため、ことさら聖書や信仰問題としてではなく地域共同体的あり方として人間としての在り方として当然のことと捉えられていたようです。女部屋への参加を打診され、説得を受けるとそれを自然に受け入れる素地があった長崎と言う土地の持つ力だったといえます。綺麗ごとの世界を離れてこうした活動に飛び込める人達は村落の全員が信者と言う環境の中で生まれ育ち、同時にキリスト教でない人達から差別を受けていた人達です。聖書など読むこともない人達だったと思います。この本は一般書店からノンフィクションとして出版されたものなので福祉だとか、信仰だとか関係なく全ての人の胸に素直に訴えかけてくる本といえます。

### 言葉

もし皆さんがキリスト教徒になりたいと希望するなら、キリストが生まれたのはエルサレムかベツレヘムのどちらなのかといったことや、山上の説教が語られた正確な日時を知る必要はない。もとめられているのは、ただ山上の説教を感じ取ることである。説教がなされた時期を論じるために書かれた数多くの言葉を読む必要はない。それらはすべて学者たちのたのしみに過ぎない。そうしたことは彼らに任せておこう。私たちは「マンガ」を食べようではないか。

ヴィヴェーカ - ナンダ「霊性の師」筆者訳

イエス伝 若松英輔著 P.103

### 発行所

医事業務支援センター・小松社会保険労務士事務所

フィリピン人労働者を支援する会

〒734-0045 広島市南区西本浦町 14-11-511

携帯 090-7590-0215 Tel 082-285-9039

e-mail [k.komatsu@do.enjoy.ne.jp](mailto:k.komatsu@do.enjoy.ne.jp) <http://srk2002.com/>

平成27年 2月 1日 発行